

モニターだより



<みやぎ食の安全安心消費者モニターについて>

県民参加による食の安全安心確保対策を推進するため、消費者としての役割を自らの行動で積極的に果たす人材を育成することを目的に、「みやぎ食の安全安心消費者モニター」を随時募集・登録しております。研修会等の行事にご参加いただくことで、食の安全安心に関する正しい知識を得ていただいております。

知っていますか？「食の安全安心取組宣言」

宮城県では、食品の安全性と信頼性の確保に向けた施策を総合的に推進することを目的に、みやぎ食の安全安心推進条例を制定し、消費者、生産者・事業者、県の三者がそれぞれの責務・役割を認識して、食の安全安心の確保に県民総参加で取り組むみやぎ食の安全安心県民総参加運動を展開しています。

みやぎ食の安全安心取組宣言は、みやぎ食の安全安心県民総参加運動の一環として、生産者・事業者の方々が日々行っている食の安全安心の確保に向けた取組みについて自主基準を定め、公開（取組宣言）することにより、消費者の皆様にご覧いただきたく制度です。

食品関連事業者の場合は衛生管理計画の作成・遵守や、表示の確認手順、製品の自主検査の項目及び頻度の設定・実施などを、農産物生産者の場合は栽培方法の公開や農薬の使用状況等の確認など、食の安全安心に関する取組みについて自主基準を定めて公開（取組宣言）し、県に登録します。

取組宣言者は、その証（あかし）として、店頭等にロゴマーク（右上図）を掲示します。その際、食の安全安心の確保に関し、得意とする分野や消費者の皆様にご覧いただきたい取組みなどを「安全安心のメッセージ」として付記します。

取組宣言者やそれぞれの自主基準及び安全安心のメッセージは、県のホームページで検索できます。



↑「むすび丸」は全部で5種類あります

みやぎ食の安全安心取組宣言実施要綱が改正されました！

改正の趣旨

「食品衛生法等の一部を改正する法律」による食品衛生法の改正により、令和3年6月1日から、原則全ての食品等事業者は、HACCPに沿った衛生管理を実施することとされたことから、みやぎ食の安全安心取組宣言事業実施要綱第3条で規定する「食の安全安心に係る自主基準に関するガイドライン」等を改正したものです。

主な改正の内容

- ・事業者について、一般衛生管理に加えてHACCPに関する衛生管理計画の作成及び実施状況の記録の作成を規定。
- ・生産者についても、同様に生産工程管理計画の作成及び生産履歴等の記録の作成等について規定。
- ・健康被害・不適正表示判明時等の対応手順の作成に加え、対応時の措置の記録の作成を規定。
- ・衛生管理計画や生産管理計画、問題発生時の対応手順など自主基準に従業員が理解し、確実に実践できるよう教育訓練の実施を規定。
- ・自主基準が適切に運用されているか定期的に確認し、必要に応じて見直しすることを規定。

遺伝子組換え食品とは

遺伝子組換え（組換えDNA技術応用）食品とは、他の生物から有用な性質を持つ遺伝子を取り出し、その性質を持たせたい植物などに組み込む技術（遺伝子組換え技術）を利用して作られた食品です。

現在、日本で流通している遺伝子組換え食品には、①遺伝子組換え農作物とそれから作られた食品、②遺伝子組換え微生物を利用して作られた食品添加物があります。

【厚生労働省】遺伝子組換え食品Q&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/bio/idenshi/index.html

遺伝子やDNAってなに？

それぞれの生物の持つ姿・形や性質が親から子へと次世代に伝わることを「遺伝」と言っていますが、これを担っているのが「遺伝子」です。人や動植物の身体は膨大な数の細胞から構成され、その細胞の中には核があります。遺伝子はその核の中にあり、その本体は「DNA（デオキシリボ核酸）」です。細菌や植物、動物にいたるまで、すべての生物は、遺伝子を持っています。

DNAは、A（アデニン）、T（チミン）、G（グアニン）、C（シトシン）の4種類の「塩基」とよばれる物質がたくさんつながった鎖のような形をしています。この塩基の並び方は生体を作るアミノ酸の設計図になっています。例えば、G-T-Cという並び方は、「グルタミン」というアミノ酸を意味します。

このように、塩基3個の並び方が、1つのアミノ酸に対応しています。この塩基が示すとおりアミノ酸をつなげていくと、タンパク質ができます。遺伝子は、タンパク質を構成するアミノ酸を示す配列のことで、DNAの中にはいくつもの遺伝子があります。タンパク質は、体を作ったり、体調を調節したり、酵素などとして働きます。そして、その働きの組み合わせによって、生物の姿・形や性質が決まってくるのです。

【厚生労働省】遺伝子組換え食品Q&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/bio/idenshi/index.html



【農林水産省】遺伝子組換えとは

https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/carta/kiso_joho/outline.html

なぜ遺伝子組換えするの？

遺伝子組換え技術では、生産者や消費者の皆さんが求める性質を効率よくもたせることができる点、組み込む有用な遺伝子が種を超えていろいろな生物から得られる点が従来の品種改良（掛け合わせ）と異なります。

例えば、味の良い品種に乾燥に強くなる遺伝子を組み込むことで、味が良く乾燥にも強い品種ができます。従来の方法では改良までに長い時間がかかっていましたが、大幅に時間短縮できるという点も遺伝子組換えの利点となっています。

従来の品種改良による育種



両親それぞれが持っている遺伝子を持つ子どもを作り、その中から優良なもの（新しい組み合わせ）を選抜する。

→従来の品種改良でも、遺伝子の組換えは起きている。

遺伝子組換えによる育種



ある生物から、目的のタンパク質を作るための情報を持つ遺伝子を取り出し、改良しようとする生物の細胞の中に人為的に組み込むことで新しい性質を加える。

→遺伝子の新しい組み合わせを作る点は従来の品種改良も同じ。

【農林水産省】遺伝子組換えとは（一部改変）

https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/carta/kiso_joho/outline.html

遺伝子組換え食品の種類

日本では商業的に遺伝子組換え作物は栽培されていませんが、日本で安全性が確認されている食品8作物と添加物13種類の販売及び流通が認められています。(平成30年3月時点)

※とうもろこしは主に飼料・加工用に用いられ、大豆やなたね等は製油用として用いられています。

※添加物(α-アミラーゼ、リパーゼ、プルラーゼ等)は遺伝子組換え微生物を用いて作られています。



食品の名称	遺伝子組換えによる性質(一例)
大豆	・特定の除草剤で枯れない ・特定の成分(オレイン酸など)を多く含む
じゃがいも	・害虫に強い ・ウイルスに強い
なたね	・特定の除草剤で枯れない
とうもろこし	・害虫に強い ・特定の除草剤で枯れない
わた	・害虫に強い ・特定の除草剤で枯れない
てんさい(砂糖大根)	・特定の除草剤で枯れない
アルファルファ	・特定の除草剤で枯れない
パパイヤ	・ウイルスに強い

食品の安全性について

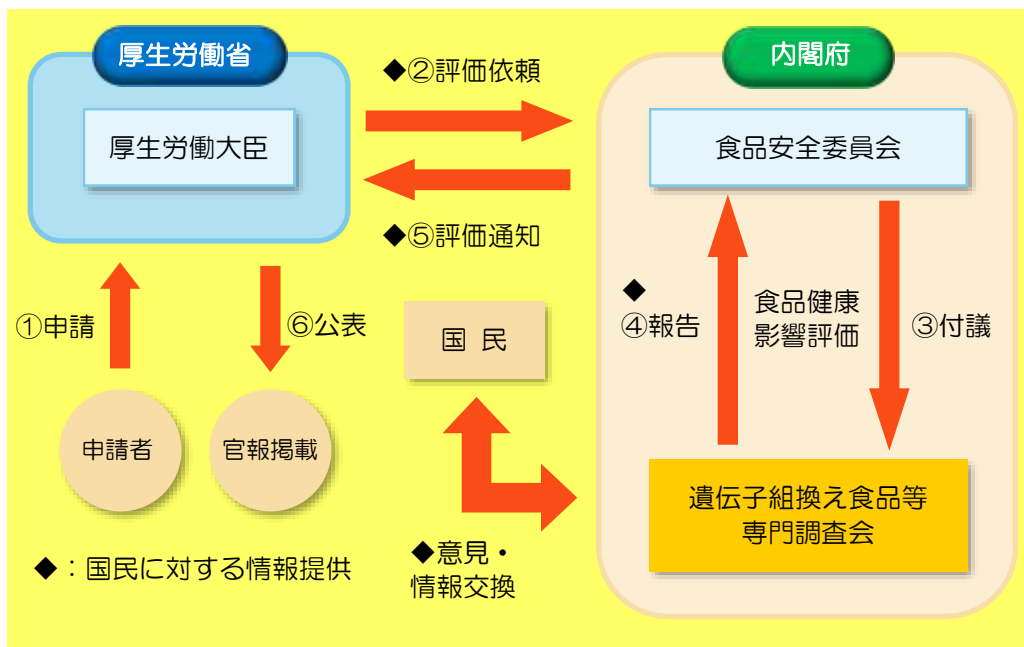
平成13年(2001年)4月1日から、安全性審査を受けていない遺伝子組換え食品又はこれを原材料に用いた食品は、製造、輸入、販売などが法的に禁止されています。当時既に、遺伝子組換え食品の開発や実用化が国際的にも急速に広がってきており、今後さらに新しい食品の開発が進むことも予想されたため、厚生労働省では安全性審査がされていないものが国内で流通しないよう、安全性審査を食品衛生法上の義務とすることとしました。

厚生労働省に提出された遺伝子組換え食品についての安全性審査の申請に対し、専門家により構成される食品安全委員会において、科学的な根拠に基づき安全性の評価がなされます。これを食品健康影響評価といいます。その結果、安全性に問題がないと判断された食品は、安全性審査を経た旨が公表されます。

【厚生労働省】遺伝子組換え食品Q&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/bio/idsnshi/index.html

<安全性審査の流れ>



安全性の審査を経た旨を公表された食品又は添加物について、新たな科学的知見が生じたときや、その他必要があると認められたときは、食品安全委員会の意見を聴いて再評価を行うこととしています。

その結果、人の健康を損なう恐れがあると認められた場合は、その旨を公表し、適切な措置を取ります。



【お知らせ】令和3年度食品工場見学会・生産者との交流会の中止について

毎年度実施しておりました見学会・交流会ですが、昨年度と同様、新型コロナウイルス感染拡大のため、中止といたしました。

来年度以降につきましては、例年同様に開催できるかを検討しております。

食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第4期）を策定しました

県では、「みやぎ食の安全安心推進条例」に基づき、5年ごとに「食の安全安心の確保に関する基本的な計画（以下「計画」という。）」を策定し、食の安全安心に関する施策を総合的かつ計画的に推進しています。

令和3年3月に第4期計画（令和3年度から令和7年度までの5年間）を策定し、今年度から第4期計画に基づいた施策を展開しています。

第4期計画は第3期計画を踏襲し、「安全で安心できる食品の供給の確保」、「食の安全安心に係る信頼関係の確立」、「食の安全安心を支える体制の整備」の3つの大綱を掲げ、42の施策を展開しています。

主な施策と内容

施策名	内容
施策1 環境にやさしい持続可能な農業の推進	→ みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度の運営など
施策9 HACCPを踏まえた自主的な衛生管理体制の整備の促進	→ 事業者のHACCP導入及び衛生管理計画の作成支援など
施策22 農林水産畜産物等の検査	→ 農林水産畜産物及び流通食品の放射性物質検査の実施など
施策23 流通食品の検査	
施策26 消費者と生産者・事業者との相互理解の促進	→ 食の安全安心セミナー開催、学校給食での県産食材利用拡大に向けた普及啓発など
施策41 国、都道府県、市町村、関係団体との連携	→ 食中毒や違反食品発生の際の連携した対応の実施など

消費者モニターアンケートやパブリックコメントでいただいた意見を参考にしました

（例1）アンケート回答者の6割弱の方が食の安全安心について何らかの不安を感じている。「輸入食品の安全性」、「食品添加物」、「残留農薬」などの項目で不安を感じている方が多い。

→ 第4期計画においても、輸入食品を含めた流通食品の残留農薬、添加物等の検査継続を明記し、食品衛生法に違反した食品の流通を防止します（施策16）。

不安を感じる回答が多かった項目（輸入食品の安全性、食品添加物、残留農薬等）については、意見を十分に聴取し施策に反映させることを記載しました（施策35）。

（例2）アンケート回答者の7割弱の方が食品中の放射性物質を気にしている。

→ 第4期計画においても、農林水産畜産物及び流通食品の放射性物質検査を継続するとともに（施策22、23）、検査結果の迅速な公表や食品中の放射性物質について理解を求める取り組みを継続します（施策29）。

（例3）パブリックコメントで健康食品の監視強化に関する意見を多くいただいた。

→ 健康食品の不適切な製品の流通や健康被害の発生を防ぐための監視指導（施策15）や表示等の監視を徹底すること（施策19）を記載しました。



©宮城県
旭プロダクション

第4期計画の詳細は、当課ホームページに掲載していますので、是非ご覧ください。
<https://www.pref.miyagi.jp/site/annzennanshinn/kihonnkeikaku.html>



編集後記

モニター日より第28号をお読みいただきありがとうございます。
消費者モニターの皆様におかれましては、お忙しいところ、アンケートのご回答や研修会への参加等、日々ご活動いただき感謝しております。
新型コロナウイルス感染拡大により、モニター活動が制限されてしまい、大変申し訳なく思っておりますが、今後とも活動の幅を広げられるよう努めてまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。（富田）

ご意見・ご感想をお寄せください

宮城県環境生活部食と暮らしの安全推進課
〒980-8570
宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号
電話：022-211-2643
FAX：022-211-2698
Eメール：syokua@pref.miyagi.lg.jp
HP「宮城県 消費者モニター」で検索！
バックナンバーもご覧いただけます。